

○ 大規模水害時における広域避難計画策定ガイドライン ～広域一時滞在の考え方～

I 広域避難計画の基本方針

1 広域避難計画の目的

- ◆ H27.9関東・東北豪雨後に設置された国のワーキンググループにおいて、**広域的な避難の事前検討が必要との提言。**
- ◆ 最大想定規模降雨に基づく浸水想定区域図において、**浸水継続時間が長期にわたる地域、家屋倒壊危険区域**が示された。
⇒ 減災対策協議会における目標の一つである「**逃げ遅れゼロ**」に向けた取組をより一層推進することが必要不可欠。

2 広域避難計画の位置付けと全体像

- ◆ 市町村地域防災計画 風水害編の広域一時滞在を具体化したものと位置付け。当ガイドラインは、その作成の際に参考とすべきもの。

II 広域避難計画作成の手順

1 広域避難を協議する場の設置

広域避難の対象範囲	広域避難先市町村数	広域避難協議会の設置	避難先等の事前調整	広域避難勧告検討、タイムライン事前調整
自市町村の大部分	少数～多数	○※(必要)	○(必要)	○(必要)
自市町村の一部	少数	△(要検討)	○(必要)	△(要検討)

※ 洪水浸水想定区域図等を参考にして、浸水範囲が近隣市町村にわたる場合などなどには、協議会を設置することが有効と考えられる。

2 対象とする災害に係る基本事項の確認

- ◆ 浸水想定区域図、過去の実績等を確認し、**広域避難の必要性を検討**

3 広域避難計画対象区域の設定

- ◆ **浸水深が深い地域、浸水継続時間が長い地域、家屋倒壊危険区域**など、広域避難が必要な地域を**人的・地縁的つながりが深い地区ごとに絞り込み**

4 広域避難者数の検討

- ◆ 広域避難計画対象区域内で**広域避難場所に避難する者の概数を把握**し、広域避難先の市町村を検討

5 広域避難場所の検討

- ◆ **広域避難先候補の市町村と広域避難場所の確保に係る協議**を実施

6 危険箇所と避難経路の検討

- ◆ 冠水箇所、土砂災害危険箇所などを踏まえ、**避難経路を検討**

7 職員の参集体制の検討

- ◆ **避難所運営職員など参集体制等**について検討

8 情報の収集体制の検討

- ◆ **上下流域間での情報収集・連絡体制の構築**

9 情報伝達体制の検討

- ◆ 広域避難を実施する上での**情報伝達手段・方法・内容**を検討

III 発災時の対応

1 広域避難開始の判断

- ◆ **協議会等の場などを通じて関係機関と協議し、広域避難の開始を決定**
- ◆ 県は、広域避難の開始決定に備え、動員配備基準や情報伝達体制の整備を検討

2 住民の安否情報の確認

- ◆ 自治会長、自主防災組織の長等とも連携して、**地域住民の安否情報を確認**

3 広域避難場所の開設・運営・支援

- ◆ 被災市町村が広域避難場所の運営責任者となるが、**避難先の市町村も開設・運営を支援**

4 広域避難場所への物資提供

- ◆ 各広域避難場所のニーズを把握し、必要物資を県・市町村が提供

5 広域避難の長期化対策

- ◆ 被災市町村、避難先の市町村の負担軽減を図るため、**広域避難場所を適宜集約**

6 災害救助費の取扱い

- ◆ **災害救助に係る経費は、国及び県が負担。それ以外の費用は、関係者間で負担割合を協議**

IV 平時からの備え

1 ハザードマップへの記載

- ◆ 広域避難場所を、市町村の**洪水ハザードマップに反映**

2 広域避難計画の実効性の確保

- ◆ 想定以上の広域避難者の発生等を踏まえ、計画を適宜見直し
- ◆ 広域避難勧告の発令等について運用面の改善
- ◆ 地域住民、企業・学校等への啓発

V 広域避難計画の記載事項例

その他実効性確保に向けた検討事項

- ◆ 自家用車で避難する人の駐車場確保
- ◆ 避難誘導體制の検討
- ◆ 避難に要する時間の検討
- ◆ 広域避難勧告の判断基準の検討